

令和8年7月1日

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

厚 生 常 任 委 員 会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	36	受理年月日	8 . 6 . 24
件名	私立学校の修学旅行等における安全管理等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区台町11-20 恒陽マンション403 教育を良くする神奈川県民の会 代表 小山 和 伸		大 村 悠	
1. 請願の要旨 私立学校に対し、宿泊を伴う修学旅行等を行う場合、安全管理を徹底するとともに政治的活動の禁止を遵守するように要請していただきたい。 2. 請願の理由 令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖で平和学習中の同志社国際高校の生徒が乗った船2隻が転覆し、女子生徒ら2人が死亡し14人が負傷するという痛ましい事故が起きました。事故後の調査等により、運航団体・学校ともに多くの問題があったことが明らかになりました。 転覆した船は、辺野古基地移設工事への反対活動を行ってきた団体が運航するいわゆる「抗議船」で、当日は波浪注意報が発令され海上保安庁が注意を呼び掛けていましたが、船長の判断で出航しました。乗船名簿もなく、海上運送法で義務付けられた事業登録をしておらず、出航判断基準を定めた安全管理規定なども策定されていなかったとのことで、国土交通省は死亡した船長を海上運送法違反罪で刑事告発しました。 一方、同志社国際高校を運営する学校法人同志社には文部科学省が現地調査を行いました。船長任せで引率教員が同乗しなかったこと、事前の下見が行なわれなかったこと、生徒や保護者への事前説明がなかったこと、乗船についての契約書の締結もなかったことなど、安全管理体制は著しく不適切であったと指摘しました。また、いわゆる「平和学習」についても、さまざまな見解を十分に提示しておらず特定の見方・考え方に偏っていたこと、教員の相当数が生徒らを乗せる船が「抗議船」だという認識を持っていたこと、過去の研修旅行のしおりに「座り込み」を呼びかける記載があったことなど、総合的に勘案すれば政治的活動を禁じる教育基本法第14条2項に違反するとして是正を求めました。 つきましては、私立学校に対し、宿泊を伴う修学旅行等を行う場合、危機管理マニュアルの再点検など安全管理を徹底するとともに、さまざまな見解を十分に提示するなど教育基本法が定める政治的活動の禁止を順守するように要請していただきたく請願致します。			

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	85	付議年月日	7. 11. 28
件名	地方独立行政法人化される中井やまゆり園を含めた県立障害者支援施設の入所定員を当面は縮小しないことを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
1. 陳情の要旨 県は9月26日の厚生常任委員会において、神奈川県内の入所施設やグループホームの「利用を希望する方の実態調査」結果を6か月遅れでようやく公表しました。サービス種別の「施設のみ」と「施設＋グループホーム」で見ると、「今すぐ入所したい・させたい」89人、「概ね1年以内に入所したい・させたい」154人、「1～2年以内に入所したい・させたい」85人となっていますが、「グループホームのみ」等を含めると、全体では少なくとも1067人の待機者がいることが明らかになりました。 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」では、「新規入所の受入を停止することにより、定員60人規模まで小規模化を図る」ことになっていますが、この基本方向は現在の県内状況と矛盾していることが今回の調査結果で明らかになりました。県はこの結果をきちんと分析して、具体的な対応策を考えるべきですが、現在示されている「対応の方向性」では極めて不十分です。 地域のサービス基盤整備がまだまだ不十分な中で、入所施設の定数削減を先行させると、家族の負担をさらに増やすこととなります。当事者の自己責任や家族介護からの脱却、地域に多様な暮らしの選択肢を公的責任で整備する方向が今の県行政には求められています。この調査によって明らかになった当事者と家族の暮らしの実態をふまえれば、現時点での県立施設の定員縮小は、時期尚早であり、無謀です。 そこで次のことを強く要望いたします。 (1) すでに入所定員66人(短期含む)になった施設は除き、各県立障害者支援施設の入所定員を当面は縮小せずに維持して、県内のセーフティーネットを拡充してください。 (2) 新規入所停止を直ちに解除して、必要な方の入所受け入れを再開してください。 (3) まだ未公表の調査結果(県外の施設やグループホームの利用、精神病院への入院など)も含めた地域実態の全貌を明らかにして対応策を検討すると共に、県基本計画のサービス見込み量なども見直してください。 (4) 県の発達障害支援センター「かながわエース」を独法化される中井やまゆり園に併設すると共に、強度行動障害対策事業の代替施策を早急に具体化してください。 (5) 行動障害など支援が難しい当事者でもグループホームが利用できるように県の単独補助制度を拡充するなど、地域で安心して豊かに暮らせる条件整備を県として進めてください。 2. 陳情の理由 (1) 地域サービス基盤整備が不十分な現状を無視して、代替策もなしに神奈川県立障害者支援施設の入所定員を縮小する方向では、当事者と家族の希望に反する結果になってしまいます。 私たちは、7月20日に第7回つどいを開催して、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の問題点と課題について約120人の参加者と話し合い、昨年7月4日に千葉県長生村で起きた、元中井やまゆり利用者が父親に殺された事件を二度と繰り返させないためにはどうすればよいのかを考えました。参加者からは、県立中井やまゆり園が入所を断ったことが影響している、県			

内のセーフティーネットが綻びてきた、県立施設の役割を果たしていないなどの意見が大半でした。つどいを準備する段階で、県内の民間施設・基幹相談支援センター・親の会・当事者団体など約 30 か所を訪問した際にも、同様の意見が多数出されました。

前述のとおり、希望しても利用できないうちで「2 年以内」の入所を希望している待機者は 328 人になりますが、これは 2024 年 12 月 1 日現在の数字であり、すでに 1 年も経過しています。この間に対応策が殆ど改善されていませんから、おそらくは約 320 人前後が今も「1 年以内」の入所を希望していることになります。この切実な待機実態に対して、県が示した「対応の方向性」は極めて不十分です。「利用に係る協議の場」や「空き情報を確認できる仕組みづくり」では根本的解決にはなりません。使える施設が足りないのです。しかし、県立施設の入所受入れは虐待防止など緊急対応的な措置入所レベルに限定すべきであり、あくまでも地域での生活が一時的に困難になった場合に受け入れる通過型を目指すという基本方針を変えていません。千葉県長生村で起きた事件の検証チーム最終報告で示された方針のままであり、今回の調査結果が明らかになっても県は全く見直そうとはしていないのです。

私たちは、ただ施設入所させれば済むとか、障害が重いなら施設入所するしかないと考えているのではありません。重度訪問介護事業なども含めて、当事者が自己選択できる多様な暮らしの場を地域に公的責任で整備していく際に、少なくとも当面は入所型の施設も選択肢の一つに加える方が現実的なのです。地域の暮らしの場としての施設です。その方向で実践して成果を蓄積している施設が県内には少なくないのです。

また、県立施設はこれまで各障害保健福祉圏域での障害者支援の拠点としての役割を担ってきましたが、県は民間施設でもそれは果たせる機能であり、今後の県立施設の役割ではないと言っています。しかし、民間福祉関係者の多くは、県立施設は直接的な支援の現場から撤退するののかという危惧を抱いているそうです。

県の基本計画では、施設入所者数は定員総数を下回っており(R 4 年度では約 130 人)、必要定数は確保されているとして、サービス見込み量も毎年約 50 人程度減少させていますが、今回の調査結果はこの誤りを明らかにしました。数字上で確保されているように見えるのは、新規入所を制限している県立施設に約 100 人分の空きがあること、民間施設で支援が難しい方を受け入れると多床室が個室化するために定員通りには運営できないことなどが影響していると思われます。

施設入所を重視しない理由として、県は当事者本人からの施設入所希望は僅かであり、多くは家族や関係機関からだとして強調して、それを意思決定支援が不十分な結果だとしているようです。しかし、この調査項目は「グループホーム」や「短期入所」にはないのです。一種の印象操作ではないでしょうか。施設入所を家族や支援者の希望だからと切り捨てず、今の地域サービス基盤の不十分さを反映したものだと受けとめるべきです。生活体験も乏しく、意思決定が難しい本人のことを思う気持ちの反映でもあります。現在の神奈川県の「当事者目線の福祉」は、家族や支援者の意思を排除しています。

(2)多くの県立施設が新規入所を停止している現状は、当事者や家族に深刻な事態を招いています。

例えば、現在の中井やまゆり園の入所定員は長期入所：122 人、短期入所：18 人ですが、ここ数年は新規入所を停止してきたので現在の入所人数は 80 人台になっています。しかし、さがみ緑風園のように職員定数を削減することはせず、今年度からは園長直轄のモデル寮を展開し、外部から新たな人材を登用するなど重点的に取り組んでいます。地域生活移行は想定通りに進んでいません。残り 4 か月で定員 60 人程度に縮小という当初の構想が実現するとは思えず、したがって独法化する来年 4 月以降も新規入所停止が継続となります。「改革中なので」というのが現在の停止理由ですが、独法化した後も「改革」はいつまで続いていくのでしょうか。新たな利用者を日常的に受け入れない事態の長期化は、支援する職員にもマイナスであり、入所施設の本来の使命が果たせなくなることを意味します。

県は、新規入所を停止していても短期利用は受け入れている、或いは他の県立施設では入所を受け入れているから問題がないと言います。しかし、中井やまゆり園の短期利用実人数は僅かであり、R 4・5・6年度は各3・4・3人、今年度は8月段階で2人に過ぎません。また、他施設の新規入所受け入れ実人数(R 4・5・6年度)は、三浦しらとり園で0・0・0人(R 6は正確に確認できず)、愛名やまゆり園で1・4・0人でしかありません。すでに定員を40人に縮小し、入所数も30人を切っているさがみ緑風園も、0・0・1人です。つまり、すでに再整備されて定員60人になっている津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園を除くと、他の県立施設での新規入所受け入れは十分に機能していないのです。「方向性ビジョン」の制約です。

しかし、他の全ての県立施設が直ちに新規入所受け入れを再開すれば、前述の希望者の多くに対応できる可能性が広がります。施設を「改革」しながらであっても、県民を断らないことが公立施設の責務であるはずで、その方向に県が踏み出さなければ、同居する家族の介護負担が続き、結局は当事者にもマイナスになるのです。その最悪の事態が、昨年に起きた千葉県長生村事件です。このまま、必要な方が施設入所できない事態が続けば、第二、第三の同じような事件が起きてしまいます。施設入所の必要な方が、近くの県立施設に入所できる状況を一刻も早くつくってください。

独法化の目的である「調査研究と人材育成」は、県立施設の大切な役割ではありますが、そのフィールドとしてだけでなく、各障害保健福祉圏域の拠点として、セーフティーネットの役割を民間施設と連携しながら担う責務があり、これが地方自治体の本旨であることを忘れてはなりません。多額の県費と多くのプロパー職員雇用が、結果としては有効活用されないことになってしまいます。

(3) 県民ニーズや地域状況の実態把握がまだ不十分であり、追加の調査が必要です

前述の7月20日第7回つどいでは、県内では利用できる施設やグループホームが見つからないために、県外に出て行かざるを得ない方々が多いことも報告されました。児童施設を含めて、県内福祉関係者の間では周知のことであり、県外の事業者が入居者募集に来県することも少なくないそうです。

やむを得ず県外の施設やグループホームを利用したり、精神病院に入院したり、或いは短期利用を複数の施設で長期に繰り返す当事者の状況把握も重大な課題です。しかし、公表された調査結果には見当たらないので、今回調査の範囲外だと受けとめていたのですが、県によれば調査の対象にしており、区分して公表はしていないが、発表した数字に含まれているとのことでした。

11月4日には、相模原市で起きた「老老介護」の殺人事件判決報道もありましたが、「老障介護」は深刻な問題であり、今回の調査でも「介護者の高齢、病気療養、仕事」などが少し明らかになりました。長生村で起きた事件は「老障介護」問題でもあり、県内でのサービス利用を諦めて県外に転居した後の殺人事件でした。その結果は違おうとしても、県外に暮らしの場を求めざるを得ない当事者が多くいる神奈川県に共通する現実だといえます。この実態についても精査して、やむを得ず県外の施設等で暮らしている神奈川県民を明らかにしていく必要があります。総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所に置いて」暮らすことは、誰にも等しく保証されねばなりません。

この他にも未公表の調査結果があるのなら、数字合算の誤りなどを修正した上で、個人情報除き、早急に全貌を明らかにする追加の公表が必要です。なお、契約制度の時代では、公の窓口での相談にも至らず、この調査結果に反映されていないニーズがあり得ることに留意すべきであり、「少なくとも1067人」だと受けとめるべきです。さらには、「短期＋居住系」に分類された中にも潜在的なニーズがあると思われます。

そして、「基本計画だけでは把握できないニーズがあるから」調査した結果として、これだけのニーズの存在が明らかになったのですから、改めて基本計画そのものを見直す作業を進める必要があります。特に、各サービス見込み量を精査してください。

(4) 地方独立行政法人中井やまゆり園には、「かながわエース」の併設が不可欠です。

現時点で、2026年4月1日発足予定の地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中井やまゆり園に、発達障害支援センター「かながわエース」を併設することの明確な発表がありません。11月13日には、相談部門は位置づけるが、それ以外は未定だと回答されています。

確かに、「強度行動障害」については、その用語の是非も含めて中井やまゆり園改革の中でも様々な議論があります。しかし、中井やまゆり園がこれまでの支援の実績と改革の成果をふまえて、独法化された後も、政令市を除いた県域の発達障害支援センターの役割を担うことは、国の関連する事業を県内で展開するためにも必要であり、「研究と人材育成」にもプラスになります。「かながわエース」の併設は不可欠です。

また、中井やまゆり園改革の過程で「強度行動障害対策事業」が廃止されたために、県内各地域で当事者支援にマイナス影響が出ています。この事業廃止については、愛名やまゆり園の虐待に関する検証で県に指摘事項が出されました。それに対する県の報告(R7年3月)で、県は代替策を検討すると述べていますが、これを早急に具体化する必要があります。

(5) 行動障害など支援が難しい当事者は、グループホーム利用を断られることが多いのです。

入所施設からの地域生活移行が徐々に難しくなっています。原因は、施設入所者で重度化や高齢化の割合が高まっていて、地域のグループホームへの移行が難しくなっているからです。県はこの課題を知りつつも解決できていません。例えば、これに関連する計14の県事業の中で、目標人数が設定されている6事業について昨年度実績を見ても、目標71人に対して僅か4人でした。実効性がある施策づくりが難しいようです。

他方のグループホームでは、行動障害があると利用を断られる事例が多い実態があります。長生村で亡くなったHさんもその一人でした。今回の調査でも「障害の状況」記載の多くを「行動障害を有する方」が占めていますが、それも影響していると思われますが、県域だけでもグループホームの空き枠が約300人(定員の約5.2%)あると厚生常任委員会で県が答弁しています。

グループホームでも利用者数は定員総数を下回っており、必要定数は確保されていると県は言いますが、今回の調査で明らかになった待機者の実態をふまえれば、当事者や家族の希望、地域サービス資源の実態、県基本計画の見込み量推計、施策の基本方向、各施策の実効性などが相互に矛盾していると思われます。特に、行動障害があってもグループホーム利用を断られることがないように、各事業者に対する県の単独補助制度が拡充されれば、現在の待機者解消が数字上では可能になります。予算はかかりますが、踏み出す時です。

そして、地域で安心して豊かに暮らせる条件整備を県としても進めていくべきであり、それを前提とした上で初めて、入所施設の定員縮小を現実的課題として検討することができると考えます。

陳情番号	9 6	付議年月日	8 . 2 . 1 9
件 名	インターネット上の誹謗中傷被害者支援に関する条例制定及び、全国のモデルケースとなる支援体制構築を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市中区簗沢29番地 片 山 友 一		
1、陳情の趣旨 近年、SNSや匿名掲示板等インターネット上における誹謗中傷は深刻な社会問題となっており、被害者は精神的苦痛のみならず、就労、学業、家庭生活、社会的信用など、人生のあらゆる局面において重大な影響を受けています。中には命に関わる深刻な事態に発展するケースも後を絶ちません。 私自身も、インターネット上での悪質な誹謗中傷の被害を受け、長期にわたり精神的苦痛にさらされ、平穏な生活を著しく侵害されました。被害回復のため、警察への相談、証拠収集、弁護士への相談、民事・刑事の法的手続きを行いました。その過程において、被害者が自ら多大な心理的・経済的負担を負わざるを得ない現実と直面しました。 被害を受けた側がさらに孤立し、追い詰められていくこの構造は、個人の努力や自己責任で解決できる問題ではなく、行政が主体的に関与し、公的に支援する仕組みが不可欠であると痛感しております。 こうした問題意識のもと、私はネット誹謗中傷被害者支援の必要性を社会に訴えるため署名活動を実施し、92名の方々から本趣旨に賛同をいただきました。これは一個人の問題提起にとどまらず、県民の切実な声の一端であると考えております。 現在、全国の一部自治体では、誹謗中傷被害者支援に関する条例制定や専門相談窓口の設置などの取り組みが始まっていますが、依然として地域差が大きく、支援の内容や実効性にはばらつきがあります。 そこで神奈川県におかれましては、単に支援制度を整備するにとどまらず、被害者支援の理念・具体策・連携体制を明確に示した条例を制定し、全国の自治体が参考とできる「モデルケース」となることを目指していただきたいと強く願っております。 人口規模、都市性、多様な県民構成を有する神奈川県が先進的な取り組みを行うことは、全国に対して大きな社会的メッセージを発信し、誹謗中傷問題の抑止と被害者救済の両面において重要な意義を持つものと考えます。 2、陳情の事項 一、インターネット上の誹謗中傷被害者を包括的に支援するため、神奈川県として条例を制定すること。 二、当該条例については、他自治体の指針ともなり得るよう、被害者支援の基本理念、行政の責務、関係機関との連携方針等を明確に位置付けること。			

三、誹謗中傷被害に関する専門相談窓口を常設し、警察、弁護士会、医療機関、関係支援団体等と連携したワンストップ支援体制を構築すること。

四、被害者が発信者情報開示請求、損害賠償請求、刑事告訴等の法的措置を取る際の経済的負担を軽減するため、弁護士相談費用や開示請求費用等への公的助成制度を検討・導入すること。

五、学校・職場・地域において、誹謗中傷防止及びネットリテラシー向上を目的とした教育・啓発活動を継続的に実施すること。

六、被害者の心身の回復を支援するため、心理カウンセリング等を含む継続的な心理的支援体制を整備すること。

以上、誹謗中傷被害は県民の人権と尊厳に深く関わる重大な社会問題であり、神奈川県が先進的な役割を果たすことを強く期待しております。

92名の賛同者の声とともに、本陳情の趣旨をご高察賜り、前向きなご検討を心よりお願い申し上げます。

陳情番号	102-1	付議年月日	8 . 5 . 20
件 名	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	横浜市旭区四季美台55-6 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会 神奈川県代表 出 井 健三郎 外1人		
【陳情理由】 高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動です。高校生は、社会や政治、国際関係について自ら考え、主権者として判断力を養う重要な時期にあります。 平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。 教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。 本陳情を通し、高等学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。 亡くなられた武石知華さんの御遺族は、事故当日の経過についてインターネット上で公表されています。そこでは、学校から家族への事故に関する最初の報告が死亡確認後であったこと、父親が電話越しに娘の死を知り、「心の叫びが声にならない」と記されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。 さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係、地政学などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。 文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、府立学校及び大阪府知事認可の私立学校を対象に、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。			

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合（神教組）をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、神奈川県において、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

①高等学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。
教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、生徒が多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。
修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

（私立高校も含む）

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。
教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等をもとに、主に修学旅行・校外学習の内容を確認すること。その際、辺野古周辺の現地視察、抗議活動現場の訪問、座り込み、船舶利用、関連団体等の関与などが含まれていなかったかを確認すること。あわせて、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る行程・教育活動がなかったかを確認すること。

（私立高校も含む）

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。
③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行うこと。その際、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけ、安全管理、保護者説明、政治的中立性への配慮等について、実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。（私立高校も含む）

健康医療局関係陳情

陳情番号	100	付議年月日	8 . 5 . 18
件 名	県の厚木合同庁舎に所在する各組織の問題点について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	厚木市旭町4-10-19 FJビル301 坂 根 輝		
陳情の趣旨 1. 健康増進法第27条に基づく「望まない受動喫煙を防止するための配慮義務」について、株式会社藤川商店（本店：厚木市旭町4-10-19）による明らかな法令違反を県が認定しているにも関わらず、実効性のある是正措置（喫煙場所の撤去または移動）が講じられていない現状を早急に改善すること。 2. 厚木保健福祉事務所の職員が、人命や健康に関わる通報に対して「回答を待て」と繰り返すのみで、具体的な解決策や期限（5W1H）を明示しない不誠実な対応を改め、行政としての責任を果たすよう強く求めること。			
陳情の理由 1. 日常生活における深刻な健康被害の継続 陳情者が居住する建物の唯一の通路である階段下において、貸主法人たる同社の従業員のみならず、代表者や前代表者が日常的に喫煙を続けており、避けることのできない受動喫煙を毎日強いられている。これにより陳情者の健康被害は日々増大しており、生活の安全が著しく脅かされている状況にある。 2. 行政による法令違反の認定と不十分な措置 本件について県の厚木保健福祉事務所に申し立てた際、同事務所は現地を訪問した上で、同社の行為が健康増進法第27条の「配慮義務違反」に該当することを認めている。しかしながら、県は同社に対し改善の「依頼」（＝用件などを人に頼むこと。人に頼ること。）として同社にお願いしているとするのみであるが、「配慮義務違反」は紛れもなく、「義務」であり、お願いしてやってもらうことではなく、法令遵守を徹底させていない。その結果、是正依頼後も喫煙が継続され、県民・国民の人命を脅かす事態となっている。 3. 担当職員による不適切かつ不誠実な対応 改善が見られない現状を担当職員に電話で伝えた際、同氏は「回答を待ってくれ」と繰り返し、さらには「指導している」「指導している」と繰り返すのみであり、誰が、いつまでに、どのようなことをしたのか、指導とは何なのかを全く説明しない。また「同社がやってくれないからだ」といい、「指導している」といいながら、同社代表者やその父親である前代表者をもが堂々と喫煙しており、挙句には、「あなたが自分でいればいいじゃないか」とまでいわれる始末である。また、そして今後、どのような判断を下すのかといった具体的な説明を一切拒否した。健康増進法は受動喫煙から県民・国民を保護し、健康を守る法律であり、タバコの煙はがんの原因になり、いうながら人命がどうなろうと知ったことじゃないというスタンスであるが、この法律であり、行政には法令違反の状態を排除する作為義務がある。現状の「回答を待て」という一点張りの対応は、市民の生命・健康を軽視しており、行政の不作为と言わざるを得ない。			

4. 「努力義務」ではなく「義務」としての執行の欠如

健康増進法第27条は努力義務ではなく「義務」である。法人が配慮を怠り、住民に受動喫煙をさせている現実が認定された以上、行政がなすべきことは曖昧な回答を待つことではなく、直ちに喫煙場所を撤去させ、被害を止めることである。現在の県の対応は、法令の趣旨を逸脱し、被害者に我慢を強いる不適切なものである。このような行政の怠慢な状況に辟易し、陳情者は、現住所から転居を強いられている。

陳情番号	106	付議年月日	8 . 6 . 12
件名	患者の診療情報アクセス権等の保障について、国へ意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	厚木市愛名1264-11 ベリーランズ101 長澤直人		
第1 陳情の趣旨 神奈川県議会におかれましては、患者の診療情報アクセス権及び説明請求権の実効的保障を図るため、地方自治法第99条に基づき、国会、厚生労働省その他関係行政庁に対し、制度改善を求める意見書その他必要な文書を提出されるよう陳情いたします。 第2 陳情の理由 私は、東海大学医学部付属病院に対し、自らの診療内容及び診断根拠について説明を求めました。 しかしながら、同病院からは、 1 既存記録に基づく説明に限ること 2 説明事項をA4用紙1枚程度に整理すること 3 大量資料は受理できないこと 4 診療録等に記載されていない事項については説明しないこと との対応が示されました。 本件は、障害認定、補装具利用、移動能力評価等、日常生活上の支援内容に係る診断内容を明確にするための診療情報の説明要請であり、患者として診断根拠を十分に確認し、必要な質問及び意見表明を行う必要があります。これらの説明を求めるには、相当量の説明事項を整理して提示する必要があります。 しかしながら、説明事項をA4用紙1枚程度に限定する運用は、複雑かつ長期に及ぶ診療経過を有する事案において、患者による詳細な検証及び自己情報アクセスを著しく困難にするおそれがあります。 第3 これまでの対応経過 私は本件について、 1 公益社団法人神奈川県医師会に対し、是正指導申出書を提出 2 神奈川県医療安全相談センターに対し、是正指導申出書を提出 3 関東信越厚生局に対し、是正指導申出書を提出 4 厚生労働省に対し、是正指導申出書を提出 5 厚生労働省に対する是正指導申出回答未了に関する確認通知書を提出 6 厚生労働省に対し、是正指導申出に関する行政文書開示請求を実施しています。 しかし、 (1) 神奈川県医師会は実質的回答を行っていません。 (2) 神奈川県医療安全相談センターは、説明書作成の基準等は各医療機関が個別に設定する事項である旨回答し、「A4用紙1枚程度にまとめるのも一案」との提案がなされ、さらに、「当センターは助言機関である」と回答し、自らの関与を助言に限る旨を示し、			

実質的な是正措置には至っていません。

(3) 関東信越厚生局は、保険診療に係る療養の給付等に関する事項ではないとして指導監督権限を有しない旨回答しました。

(4) 厚生労働省については現在審査中です。

その結果、本件について実効的な検証又は救済を行う主体が不明確な状態が継続しています。

第4 日本国憲法第13条

日本国憲法第13条は、すべて国民が個人として尊重されることを定めています。同条の趣旨に照らせば、自己に関する医療情報へアクセスし、その内容を理解した上で治療及び生活上の意思決定を行う利益は、個人の尊重及び幸福追求権の重要な内容を構成するものであり、医療においては、患者が自己の診療情報を理解し、診断内容及び治療経過を踏まえて適切な判断を行うため、診療情報への実質的なアクセス及び十分な説明が不可欠と考えます。

第5 厚生労働省の指針

厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）」は、患者との信頼関係の確保及び自己決定支援の観点から、診療情報の積極的な提供及び説明を求めています。

しかしながら、本件では、患者が診断根拠及び診療経過について十分な説明を受けることが困難な状況が生じており、当該指針の趣旨が十分に実現されているかについて、制度的検討を要する状況が生じています。

第6 制度上の問題

本件は、一医療機関における個別対応にとどまらず、

- 1 患者の自己情報アクセス権
- 2 患者の説明請求権
- 3 診療情報提供制度の実効性
- 4 医療安全相談制度の機能
- 5 地方厚生局と厚生労働省本省との役割分担
- 6 医療監督行政における救済の実効性

に関わる制度的課題を含んでいます。

現状では、患者が説明制限運用の妥当性を争った場合であっても、その適否を第三者的に検証する制度が十分に機能しているとはいえません。そのため、本件は単なる一病院の対応の問題ではなく、患者の権利保障及び医療監督行政の在り方に関する制度的課題として検討されるべきものと考えます。

第7 陳情事項

本件について、地方自治法第99条に基づき、国会、厚生労働省その他関係行政庁に対し、患者の診療情報アクセス権及び説明請求権の実効的保障に関する制度改善を求める意見書の提出を求めます。